

## 告示

### 埼玉県告示第八百九十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和三年七月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 届出の概要等

##### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビバモール蕨錦町

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

##### ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）（仮称）ビバモール蕨

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

（変更後）ビバモール蕨錦町

埼玉県蕨市錦町一丁目三百五十一―五

埼玉県戸田市上戸田一丁目二十三―六

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 橋本勝

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

（変更後）三井住友信託銀行株式会社 代表取締役 大山一也

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社LIXILビバ 代表取締役 渡邊修 外 未定

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

（変更後）株式会社ビバホーム 代表取締役 坂本晴彦 外 計二十者

埼玉県さいたま市浦和区上木崎一丁目十三番一号

#### ハ 変更年月日

令和三年四月一日外

二 届出年月日

令和三年七月十六日

二 縦覧期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和三年七月三十日から令和三年十一月三十日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課